

## 平成27年度社会福祉施設等整備方針

▪ 地域福祉課所管施設	.....	1
救護施設		
▪ 長寿介護課所管施設	.....	2
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、養護老人ホーム		
▪ 障がい福祉課所管施設	.....	5
障がい福祉サービス事業所等		
▪ 少子化対策課所管施設	.....	9
児童館		
▪ 子育て支援課所管施設	.....	11
児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設		

平成27年度 社会福祉施設等整備方針(地域福祉課所管施設)

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏 域	現 状	課 題	平成 27 年 度 整 備 方 針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内 3か所</li> <li>・定員 計 270名</li> </ul> 平成26年5月1日現在	—	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。

平成27年度老人保健福祉施設整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまつつ、施設サービスを必要とする高齢者ができるだけ円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・ 在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・ 県補助を受けずに、特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・ 圏域については、別表「高齢者福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成27年度整備方針
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成27年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。  * 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,528	2,512	2,565	592	8,197	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
平成26年度整備予定数	180	60	160	0	400	
小計 (A)	2,708	2,572	2,725	592	8,597	
平成27年度整備可能数(B) （うち従来型施設整備可能数）	30 (0)	100 (30)	110 (30)	20 (0)	260 (60)	
平成28年度予定定員数 (A) + (B)	2,738	2,672	2,835	612	8,857	

施設種別	圏域	課題	平成27年度整備方針				
介護老人 保健施設	圏域別	<p>1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに平成27年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いたうえで従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p> <p>* 定員29人以下の創設については、市町の整備計画により実施するため、各圏域の平成27年度整備数変動する場合があります。</p> <p>* 詳細については、「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設整備選定方針」に基づいて審査を行う。</p>				
現状と整備可能数（単位：人分）							
		北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数		2,433	1,623	1,880	358	6,294	
平成26年度整備予定数		129	160	100	0	389	
小計 (A)		2,562	1,783	1,980	358	6,683	
平成27年度整備可能数(B) (うち従来型施設整備可能数)		170 (80)	0	80 (40)	20 (10)	270 (130)	
平成28年度予定定員数 (A) + (B)		2,732	1,783	2,060	378	6,953	
養護老人 ホーム	—	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を進める。				

### 3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)高齢者福祉圏域

平成26年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

平成27年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、障がい者の地域生活を支援するため、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 地域生活への移行を支援する観点から、日中活動系サービスを実施する事業所や共同生活援助を実施する事業所を優先し、障害保健福祉圏域の整備状況等を総合的に判断し整備する。
- ・ 減災対策を推進する観点から、耐震化や安全を損なう老朽化に対する大規模修繕等を促進する。
- ・ 圏域については、別表1「障害保健福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成27年度整備方針
共通	—	—	減災対策を推進する観点から、障がい福祉サービス事業所の耐震化等に対応する必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時に倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図る施設を最優先する。</li> <li>2 著しい老朽化による大規模修繕を行う施設を優先する。</li> </ol>
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者の地域生活を支援するため、障害保健福祉圏域の障がい福祉サービスの需要見込と実績および地域におけるサービスの提供体制等を考慮し、整備を進める必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域生活への移行を支援する観点から、障害者支援施設等から地域生活へ移行する障がい者への支援を実施する事業所を優先する。</li> <li>2 障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績および地域におけるサービスの提供体制等を考慮し、整備の必要性が高い施設を優先する。</li> <li>3 災害時における被災障がい者に対するサービス確保などの機能を有する施設整備を優先する。</li> </ol>
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者の地域生活を支援するため、障害保健福祉圏域の障がい福祉サービスの需要見込と実績および地域におけるサービスの提供体制等を考慮し、共同生活援助の整備を進める必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共同生活援助を実施する事業所を整備することとし、地域生活への移行を支援する観点から、障害者支援施設等から地域生活へ移行する障がい者への居住支援を実施する事業所や障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う事業所を優先する。</li> <li>2 障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績および地域におけるサービスの提供体制等を考慮し、整備の必要性が高い施設を優先する。</li> <li>3 住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域に設置する施設とする。また、入所施設、病院および日中活動の場と同一の敷地内に設置しない施設とする。</li> </ol>
訪問系サービス事業所および相談支援事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	障がい者が自ら選ぶ生活の場において安心して暮らせるための訪問系サービスおよび計画相談をはじめとする相談支援を充実する必要がある。	<p>障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績および地域におけるサービスの提供体制等を考慮するとともに、日中活動系サービスなどの施設整備にあわせて整備する施設を優先する。</p>

### 3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障がい福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流や防災・減災対策における配慮がなされている施設。

(別表1) 障害保健福祉圏域

平成26年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
桑名員弁	桑名市、いなべ市 木曾岬町、東員町
四日市	四日市市 菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市 多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市 紀北町
紀南	熊野市 御浜町、紀宝町

(別表2) 障がい福祉サービス事業所等の現状

			障害保健福祉圏域									
種類	単位		桑名員弁	四日市	鈴鹿亀山	津	松阪多気	伊勢志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	14	25	17	27	22	20	19	5	4	153
	サービス見込量	人	442	764	575	583	537	600	411	123	111	4,146
	サービス量実績	人	388	656	473	601	457	564	380	118	112	3,749
	見込量と実績の差	人	54	108	102	△ 18	80	36	31	5	△ 1	397
就労移行支援	現状	事業所数	1	4	2	4	0	3	4	0	0	18
	サービス見込量	人	36	96	50	12	6	43	56	2	1	302
	サービス量実績	人	9	42	30	9	5	17	23	0	1	136
	見込量と実績の差	人	27	54	20	3	1	26	33	2	0	166
短期入所	現状	事業所数	8	9	6	14	9	8	10	1	2	67
	サービス見込量	人	104	272	77	97	112	125	250	23	22	1,082
	サービス量実績	人	87	121	72	89	65	79	91	12	8	624
	見込量と実績の差	人	17	151	5	8	47	46	159	11	14	458
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	12	11	8	21	10	9	11	1	3	86
	サービス見込量	人	173	219	117	177	138	185	186	36	64	1,295
	サービス量実績	人	137	197	95	180	132	148	150	31	44	1,114
	見込量と実績の差	人	36	22	22	△ 3	6	37	36	5	20	181
訪問系サービス												
居宅介護、重度訪問 介護、同行援護、行 動援護、重度障害者 等包括支援	現状	事業所数	47	79	66	102	98	99	61	14	34	600
	サービス見込量	人	255	543	336	350	357	351	300	71	79	2,642
	サービス量実績	人	194	276	235	313	303	273	221	70	56	1,941
	見込量と実績の差	人	61	267	101	37	54	78	79	1	23	701



			障害保健福祉圏域									
種類	単位		桑名員弁	四日市	鈴鹿亀山	津	松阪多気	伊勢志摩	伊賀	紀北	紀南	計
相談支援												
計画相談支援	現状	事業所数	7	10	10	16	7	8	9	2	6	75
	サービス見込量	人	190	286	330	196	260	383	701	40	22	2,408
	サービス量実績	人	82	33	62	28	50	91	104	24	9	483
	見込量と実績の差	人	108	253	268	168	210	292	597	16	13	1,925
地域移行支援	現状	事業所数	1	3	4	5	2	4	2	2	1	24
	サービス見込量	人	22	15	9	4	23	28	10	3	3	117
	サービス量実績	人	2	3	5	3	1	2	0	0	0	16
	見込量と実績の差	人	20	12	4	1	22	26	10	3	3	101
地域定着支援	現状	事業所数	1	1	4	5	2	4	2	2	1	22
	サービス見込量	人	17	6	21	24	7	19	10	2	3	109
	サービス量実績	人	5	2	4	1	2	1	0	0	0	15
	見込量と実績の差	人	12	4	17	23	5	18	10	2	3	94
計画相談支援 (障がい児)	現状	事業所数	7	5	8	8	7	8	4	2	5	54
	サービス見込量	人	37	58	32	26	23	88	172	1	5	442
	サービス量実績	人	9	19	7	0	25	12	30	0	0	102
	見込量と実績の差	人	28	39	25	26	△ 2	76	142	1	5	340

注) 別表2については、現時点における障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績およびサービスの提供体制について、参考にお示しするものです。

- 1 現状の事業所数は、平成26年5月1日現在
- 2 サービス見込量は、みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成24年度～平成26年度）における平成26年度のサービス見込量（1か月あたり）
- 3 サービス量実績は、平成25年度（平成25年4月～平成26年2月）の平均（1か月あたり）
- 4 生活介護と就労移行支援の現状（事業所数）は、障害者支援施設を含む。
- 5 短期入所の現状（事業所数）は、空床利用型を除く。
- 6 共同生活援助のサービス量実績は、共同生活介護のサービス量を含む。

平成27年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定等の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・原則として、災害対策を施設の新設より優先する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成27年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 31館 児童センター 14館 計 46館 （12市6町） （H26.5.1現在）	児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 耐震化対策がなされていない児童館について、対策が必要である。 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を市町が受けることを条件として、市町や社会福祉法人が行う事業に関して、市町に対して補助を行うことにより、児童館の整備を行う。 1 既存の児童館の大規模修繕のうち、耐震改修工事を含むもの (1) 放課後児童クラブ室のある児童館 (2) 放課後児童クラブ室のない児童館 2 児童館の新設 (1) 児童館のない市町における新たな児童館の創設のために、新たに施設を整備するものを優先する。 ア 放課後児童クラブ室を設置する場合 イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合 (2) 児童館のある市町における新たな児童館の創設のために、新たに施設を整備するもの

施設種別	圏域	現状	課題	平成27年度整備方針
				<p>ア 放課後児童クラブ室を設置する場合 イ 放課後児童クラブ室を設置しない場合</p> <p>3 既存の児童館を拡張する整備</p> <p>(1) 放課後児童クラブ室を設けるための拡張 (2) 放課後児童クラブ室のある児童館の拡張 (3) 放課後児童クラブ室のない児童館の拡張</p> <p>4 そのほかの整備</p> <p>5 優先順位は、1(1)、1(2)、2(1)ア、 2(1)イ、2(2)ア、2(2)イ、3(1)、 3(2)、3(3)、4の順とする。</p>

平成27年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定等の考え方

- 入所型施設については、入所を要する者の増加への対応、安全性の確保から老朽化対策の必要な施設の整備、および居住環境に配慮した施設の整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現 状	課 題	平成27年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 12施設 公立 1施設 民間 11施設  (平成26年4月1日現在)	1 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設の老朽化が進んでいる。  2 年長児童のプライバシー等に配慮した居室の整備が求められている。	1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設や、耐震診断結果により耐震補強が必要な施設を優先する。  2 居住環境向上のための施設整備 既存施設の大部屋解消や個室等の必要なスペースの確保およびこれに付随する施設整備を優先する。
乳児院	全県	施設数 3施設 公立 1施設 民間 2施設  (平成26年4月1日現在)	3 施設における小規模ケア化・地域分散化の推進が求められている。	3 小規模ケア化・地域分散化 施設の新設・改築にあたっては、小規模ケア化・地域分散化するための整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする施設整備を優先する。
母子生活支援施設	全県	施設数 5施設 公立 2施設 民間 3施設  (平成26年4月1日現在)	1 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。  2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）への対応が求められている。	1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 耐用年数等を考慮した老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。  2 DV防止法対応 居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。